

各 位

東京税関大井出張所における通関処理体制の変更について

以下のとおり、東京税関大井出張所の通関部門の担当事務を一部変更しますので、お知らせします。

1. 変更日

令和8年7月1日（水）

2. 通関部門担当事務の変更

通関部門の担当事務を、以下表のとおり変更します。（下線部参照）

変更後		現行	
部門名	事務分担	部門名	事務分担
通関第1部門	01～ <u>24</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物 (<u>通関第6部門</u> 及び <u>通関第8部門</u> が担当 するものを除く)	通関第1部門	01～ <u>21</u> 類に係る海上・航空輸入貨物 (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)
通関第2部門	<u>25～40</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物 (<u>通関第6部門</u> 及び <u>通関第8部門</u> が担当 するものを除く)	通関第2部門	<u>22～36</u> 類に係る海上・航空輸入貨物 (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)
通関第3部門	<u>41～67</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物 (<u>通関第6部門</u> 及び <u>通関第8部門</u> が担当 するものを除く)	通関第3部門	<u>37～49</u> 類に係る海上・航空輸入貨物 (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)
通関第4部門	<u>68～85</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物 (<u>通関第6部門</u> 及び <u>通関第8部門</u> が担当 するものを除く)	通関第4部門	<u>50～63</u> 類に係る海上・航空輸入貨物 (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)
通関第5部門	<u>86～97</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物 (<u>通関第6部門</u> 及び <u>通関第8部門</u> が担当 するものを除く)	通関第5部門	<u>64～83</u> 、 <u>95～97</u> 類に係る海上・航空輸 入貨物 (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)
通関第6部門	・ <u>航空 輸入貨物 (MF、DOX)</u> ・ <u>海上、航空 輸入貨物 (98～99 類)</u> ・ <u>海上小口貨物 (注)</u> (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)	通関第6部門	<u>84～94</u> 類に係る海上・航空輸入貨物 (<u>通関第8部門</u> が担当するものを除く)
通関第7部門	(変更なし)	通関第7部門	海上・航空 輸出貨物 (<u>通関第8部門</u> が 担当するものを除く)
通関第8部門	・ 自社通関、個人通関 輸出入貨物 (<u>net-NACCS</u> を利用したものを除く)	通関第8部門	・ <u>航空 輸入貨物 (MF、DOX)</u> ・ <u>海上、航空 輸入貨物 (98～99 類)</u> ・ <u>海上小口貨物 (注)</u> ・ 自社通関、個人通関 輸出入貨物 (<u>net-NACCS</u> を利用したものを除く)

(注) 財関第 587 号 (令和 6 年 6 月 11 日付)「海上小口貨物に係る簡易通関について」に規定する簡易通関を利用して輸入 (納税) 申告される貨物

3. レイアウトの変更

別紙のとおり。

4. NACCS部門コード

《東京税関（大井出張所）（官署コード：1F）》

部門名	部門コード	担当分類等
通関第1部門	01	海上・航空輸入貨物 01～24 類、380、381
通関第2部門	02	海上・航空輸入貨物 00、25～40 類、機用品蔵入、石油製品等移出、380、381
通関第3部門	03	海上・航空輸入貨物 41～67 類、380、381
通関第4部門	04	海上・航空輸入貨物 68～85 類、380、381
通関第5部門	05	海上・航空輸入貨物 86～97 類、380、381
通関第6部門	06	航空輸入貨物（MF、DOX）、海上・航空輸入貨物（98 類、99 類）、海上小口貨物（注）
通関第7部門	07	海上・航空輸出貨物（通関第8部門が担当するものを除く）、380、381
通関第8部門	08	自社通関、個人通関 輸出入貨物（net-NACCS を利用したものを除く）

（注）財関第587号（令和6年6月11日付）「海上小口貨物に係る簡易通関について」に規定する簡易通関を利用して輸入（納税）申告される貨物

5. 輸入申告のあて先及び申告書類の提出先について

- (1) 6月30日までの申告（予備申告を含む。）
体制変更前の担当部門をあて先部門としてください。
- (2) 7月1日以降の申告（予備申告を含む。）
体制変更後の新担当部門をあて先部門としてください。
6月30日までに申告事項登録を行っていた場合は、申告に際して、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。
- (3) 6月30日までに行われた予備申告に係る本申告
7月1日以降の本申告は、体制変更後の新担当部門をあて先としてください。この場合、本申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。
- (4) 6月30日までに行われたBPに係るIBP申告
7月1日以降のIBP申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門としてください。この場合、IBP申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。
- (5) 6月30日までに行われた引取申告に係る特例申告
7月1日以降の特例申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門としてください。特例申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。
- (6) 6月30日までに許可された申告書類（1Y、2G等）の提出先について
7月1日以降は、体制変更後の新担当部門に提出して下さい。許可書の代表税番をご確認のうえで提出するよう、ご注意願います。

6. 修正申告及び更正請求について

6月30日までに体制変更前の担当部門で輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。）及び更正請求は、体制変更後の新担当部門に行ってください。

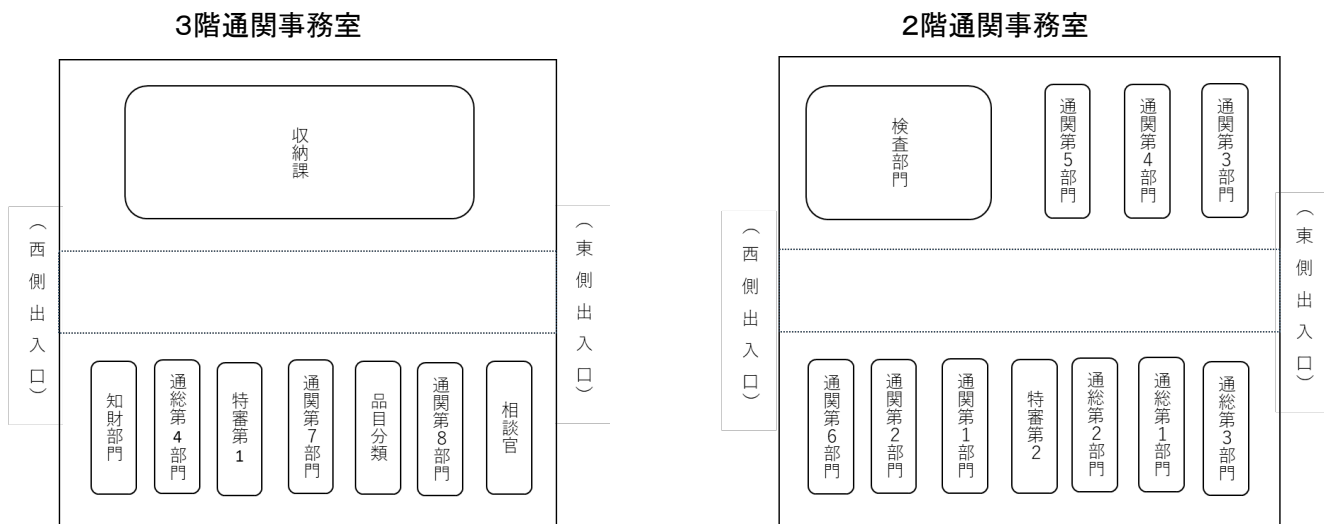
7. 保留（審査未了）となっている申告について

6月30日の業務終了時点で保留（審査未了）となっているものについては、体制変更後の新担当部門が担当します。

問合せ先 東京税関大井出張所通関総括第1部門（輸入） TEL 03-3790-6812

大井出張所レイアウト

(変更前)



(変更後)

